

取扱説明書

DAYTONA

R20323①/⑨

*取り付けする前に必ずお読み頂き、内容をよく理解して正しくお使いください。

*この取扱説明書は、いつでも取り出して読めるよう大切に保管してください。

*この商品もしくはこの商品を取り付けた車両を第三者に譲渡する場合は、必ずこの取扱説明書も併せてお渡しください。

LED FENDER LESS KIT with SLIM REFLEX REFLECTOR LEDフェンダーレスキット	適応車種	商品NO.
	NINJA ZX-25R (21) NINJA ZX-25R SE (21)	20323

■ ご使用前に必ずご確認ください ■

※本商品の使用をもって、本書と保証書記載の内容全てを理解・承諾したものとみなします。本書内の注意事項

を守らずに使用したことに

よる事故や損害について、当社では一切の責任は負いません。

※商品の保証については保証書裏面の保証規定に沿って行なっております。内容をご理解のうえ、本書とレシートと一緒に保管してください。ご購入履歴が不明な場合は当社所定の保証を受けられません。あらかじめご了承ください。

本書では正しい取り付け、取扱方法および点検整備に関する重要な事項を、次のシンボルマークで示しています。

⚠ 警告 要件を満たさずに使用しますと、死亡または重傷に至る可能性や第三者の生命や財産を損なう可能性が想定される場合を示してあります。

⚠ 注意 要件を満たさずに使用しますと、傷害に至る可能性または物的損害の発生が想定される場合を示してあります。



実施

行為を強制したり指示する内容を告げるものです。



禁止

禁止の行為であることを告げるものです。



法令違反

条件次第では法令違反となることを告げるものです。



その他

その他の警告及び注意を告げるものです。

⚠ 警告



禁止

- ・当社軽量ナンバープレートスタビライザー以外の同時装着はできません。市販のナンバープレートベースなどを取り付けると、荷重オーバーや振動増幅などにより本商品を破損させる原因となります。
- ・本商品に加工を施し、商品所定のナンバープレート取付角度を変更しないでください。商品の破損原因となる場合がございます。

⚠ 注意



実施

- ・本商品は記載している適合車種以外には使用しないでください。
- ・パッケージ開梱時や商品取り扱い時にパッケージや商品の端面、突起、バリなどがあり予期せぬケガや事故が発生する場合があります。特に本商品は製造上の工程により端部が鋭くなっております。取り扱いの際や洗車を行なう際は必ず保護手袋を使用し、ケガには十分に注意して作業を行なってください。
- ・本商品を開梱の際は、構成部品や外観の不備、異常がないことを必ずご確認ください。万一気づきの点がございましたら、ご使用前にお買い求めの販売店へ速やかにご相談ください。未使用品以外での外観不良は保証対象外となります。
- ・作業は周囲の安全を確保し、車両の転倒やケガに十分注意して、取付作業を行なってください。
- ・作業前にバッテリーのマイナス端子を取り外してください。ハーネス結線中に予期せぬトラブルで感電や車両火災、電球切れを起こす場合がございます。
- ・ボルトやナット類の締め付けにはトルクレンチを使用して、所定トルクまたは車両メーカー発行のサービスマニュアルで指示されたトルクで確実に締め付けてください。
- ・取り付け後、約 100km 走行しましたら各部を点検し、ネジの増し締め確認を行なってください。その後は約 500km 毎に必ず点検を行なってください。
- ・走行中に異常が発生した場合は、直ちに車両を安全な場所に停車させ、異常箇所を必ず点検してください。異常があった場合は、商品または車両の走行を中止し、認証工場や販売店へご相談してください。



法令違反

- ・②LED ライセンスランプと⑧スリムリフレクターを使用しないと保安基準に合致しません。必ず取り付けでご使用ください。
- ・本商品の②LED ライセンスランプは車両装着時のナンバープレートの角度を基準に角度設計を行っており、その際の明るさは基準に適合しております。(道路運送車両法の保安基準 36 条-番号灯-および別添 63-番号灯の技術基準-) そのため本商品の付属部品以外を使用したり、加工してナンバープレートの角度を変更した場合に保安基準を満たすことができない可能性があるため絶対にしないでください。

注意



その他

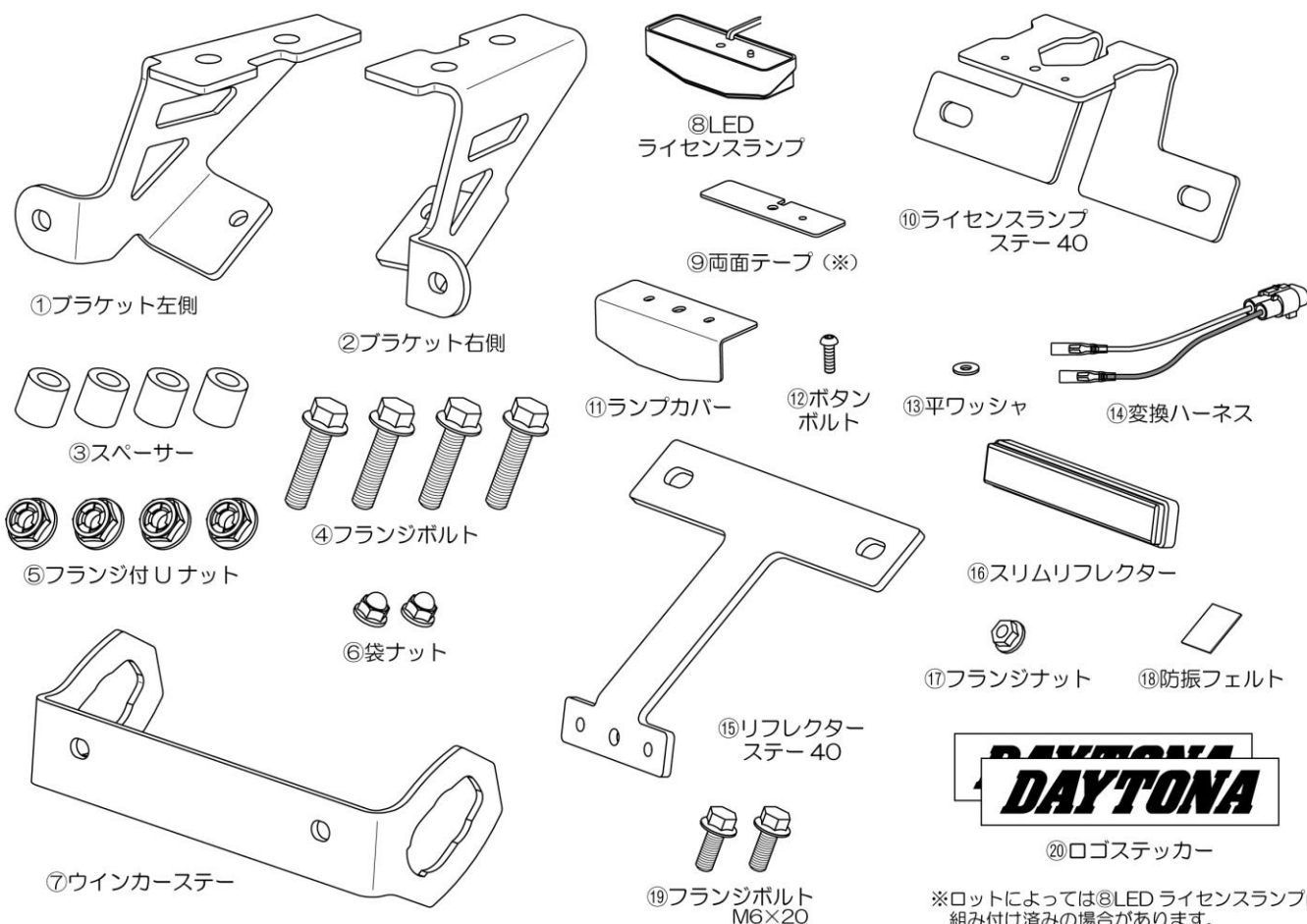
- 本商品を装着したことによる物的損害や人的損害などの保証は一切お受けできません。以上のことをご理解、ご承諾いただいた上で本商品をご使用ください。
- 本商品を取り付けるとタイヤによる水やほこりの巻き上げが大きくなり、商品内やリアフェンダー、ナンバープレートの裏側などに汚れが生じやすくなります。
- 車検場によっては車両全長の記載事項の変更を指示される場合があります。その際は車検官の指示に従ってください。
- 仕向地の違いにより純正部品の形状や脱着方法が異なる場合があります。また、お取り付けできない場合がございます。あらかじめご了承ください。
- 取り付けの際は安全のために販売店、または認証工場へ依頼し、専門知識を持った方が作業を行なってください。
- 本商品は予告なしに価格や仕様を変更する場合がございます。また文中にご紹介した商品についても同様です。あらかじめご了承ください。

本商品の特徴

- 純正の大きなリアフェンダーを取り外し、スッキリしたリアビューを演出。
- LED ライセンスランプとスリムリフレクターの採用で、コンパクトで軽快なリア周りに変更。
- ボルトオン設計で簡単取り付け。
- 2021 年度の新基準ナンバー角度に対応。

商品内容

NO	パーツ名	サイズ(mm)	数量	NO	パーツ名	サイズ(mm)	数量
①	ブラケット左側	スチール製/ブラック	1	⑪	ランプカバー		1
②	ブラケット右側	スチール製/ブラック	1	⑫	ボタンボルト	M3×8L	1
③	スペーサー	Φ8.5×Φ15×15L	4	⑬	平ワッシャ	M3	1
④	フランジボルト	M8×35L (P1.25)	4	⑭	変換ハーネス		1
⑤	フランジ付 U ナット	M8	4	⑮	リフレクターステー 40		1
⑥	袋ナット	M6	2	⑯	スリムリフレクター		1
⑦	ウインカーステー		1	⑰	フランジナット	M5	1
⑧	LED ライセンスランプ		1	⑱	防振フェルト		1
⑨	両面テープ		1	⑲	フランジボルト	M6×20	2
⑩	ライセンスランプステー 40		1	⑳	ロゴステッカー	40×185	2



取付方法

【作業前の注意事項】

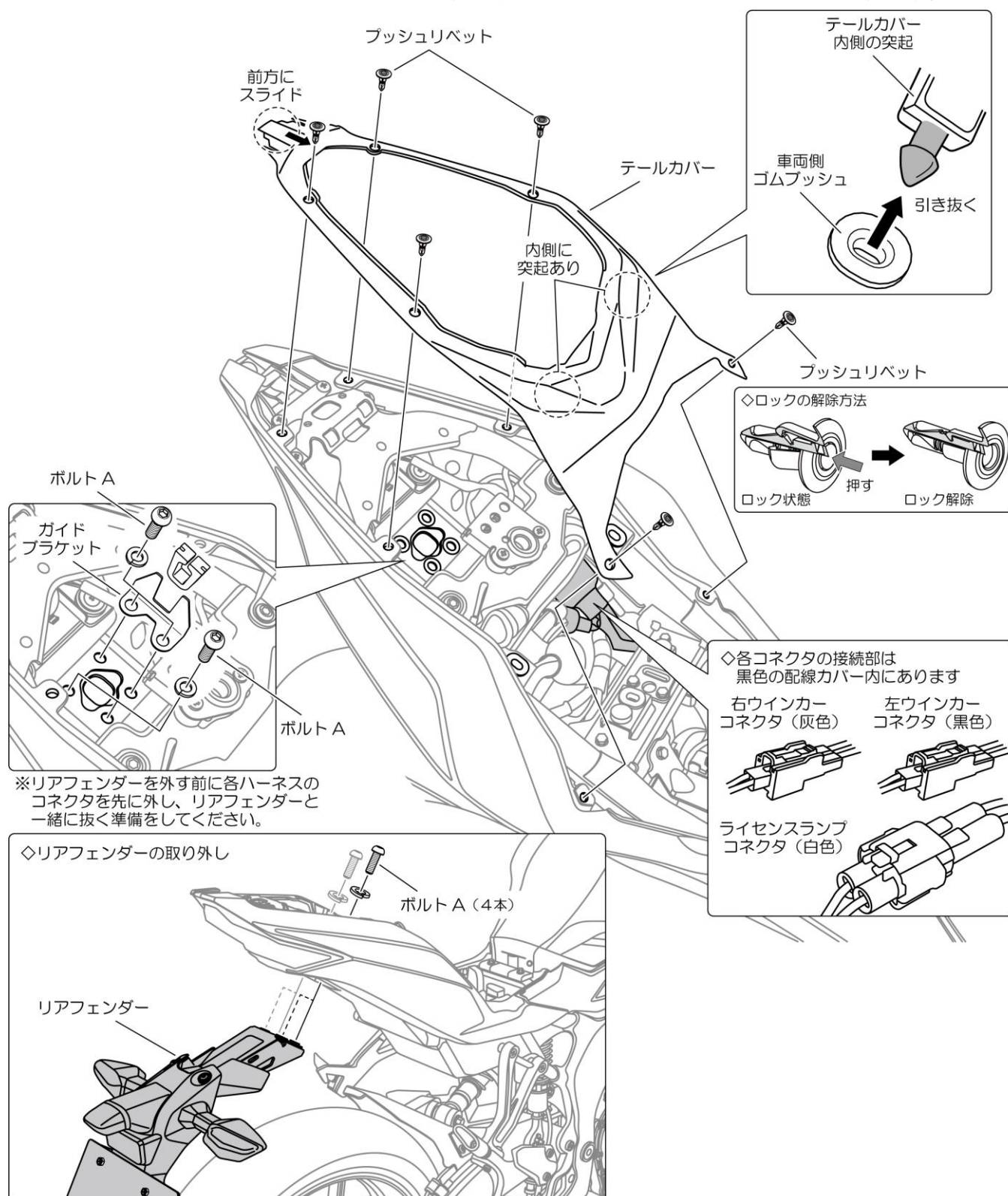
- 本書は NINJA ZX-25R SE (21) の車両をベースに説明しております。種類や年式、排気量の違いにより、異なる取り付け方法になる場合がございます。この車両以外は本書を参考にお取り付けをお願いします。
- 純正部品の取り外し、取り付けについてはメーカー発行のサービスマニュアルを参照して正しく行なってください。
- 作業を始める前に周囲の安全を確保し、車両を固定させて転倒や怪我など十分に注意して作業を行ってください。

01. シートの取り外し

- シートとタンデムシートを外します。

02. リアフエンダーの取り外し

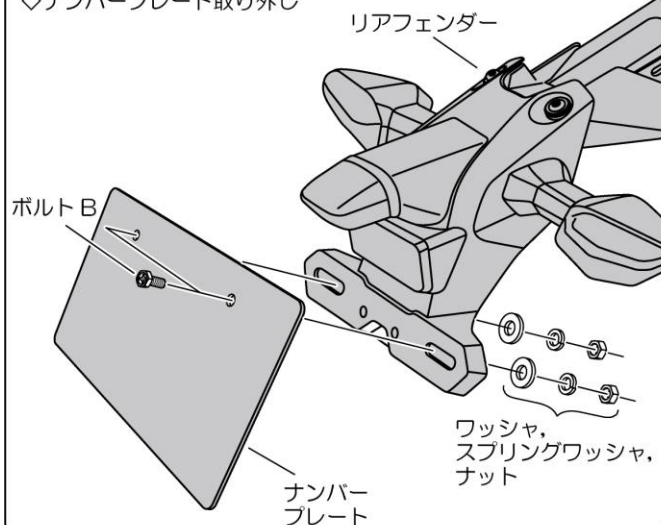
- テールカバーを固定しているプッシュリベット (6 個) を外し、テールカバーを取り外します。
- 左右のウインカーとライセンスランプのコネクタを外します。
- リアフエンダーを固定しているボルト A (4 本) を外して、リアフエンダーとガイドブラケットを取り外します。



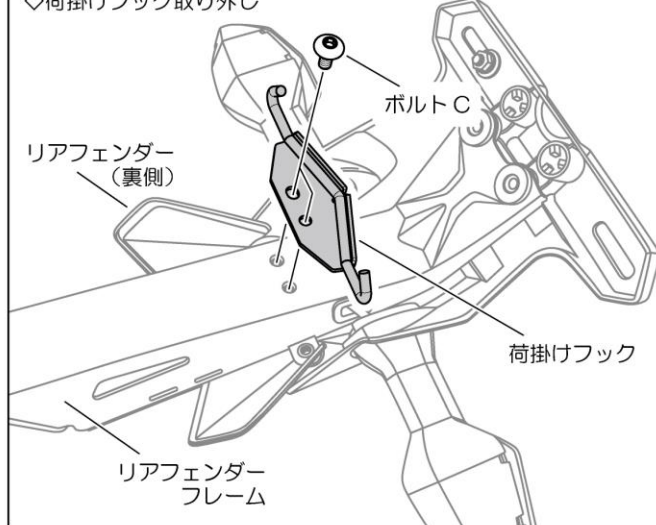
03. リアフェンダーの分解

- ・ナンバープレートを固定しているボルト B (2本)、ワッシャ (2枚)、スプリングワッシャ (2枚)、ナット (2個) を取り外し、ナンバープレートを外します。
- ・荷掛けフックを固定しているボルト C (2本) を取り外し、荷掛けフックを外します。
- ・リアフェンダーカバーとリアフェンダーを固定しているネジとボルト D (各2本) を取り外し、リアフェンダーフレームからリアフェンダーカバーとリアフェンダーを取り外します。

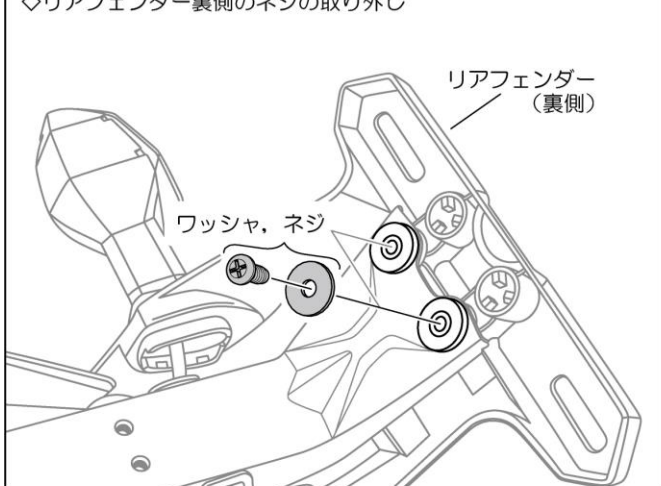
◇ナンバープレート取り外し



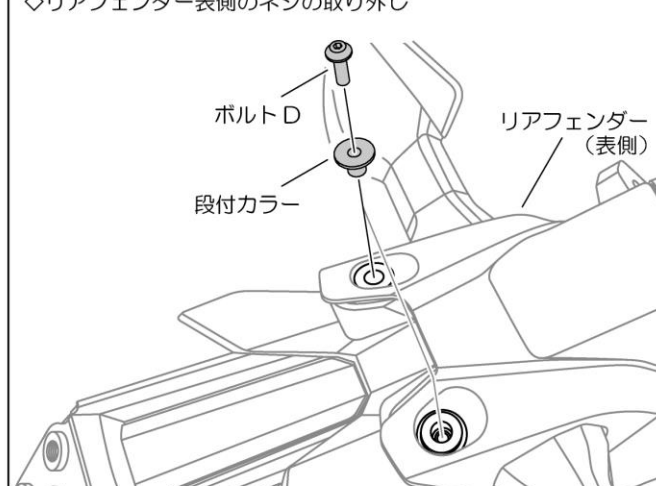
◇荷掛けフック取り外し



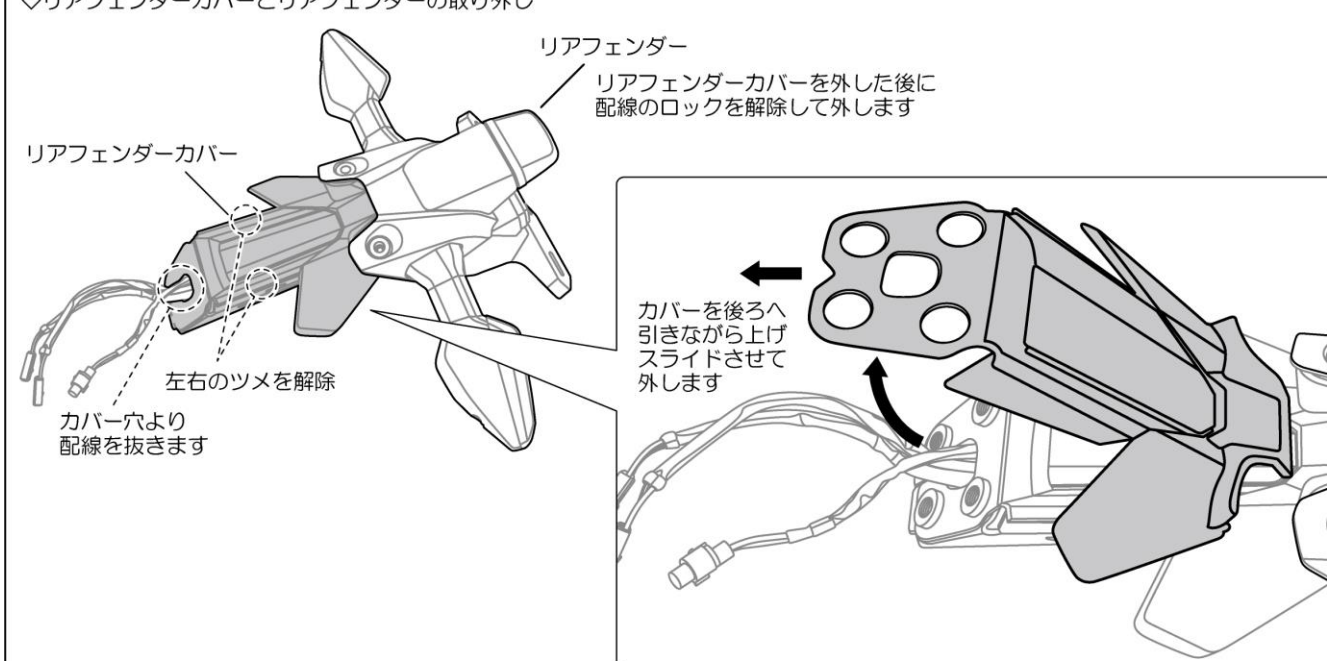
◇リアフェンダー裏側のネジの取り外し



◇リアフェンダー表側のネジの取り外し



◇リアフェンダーカバーとリアフェンダーの取り外し

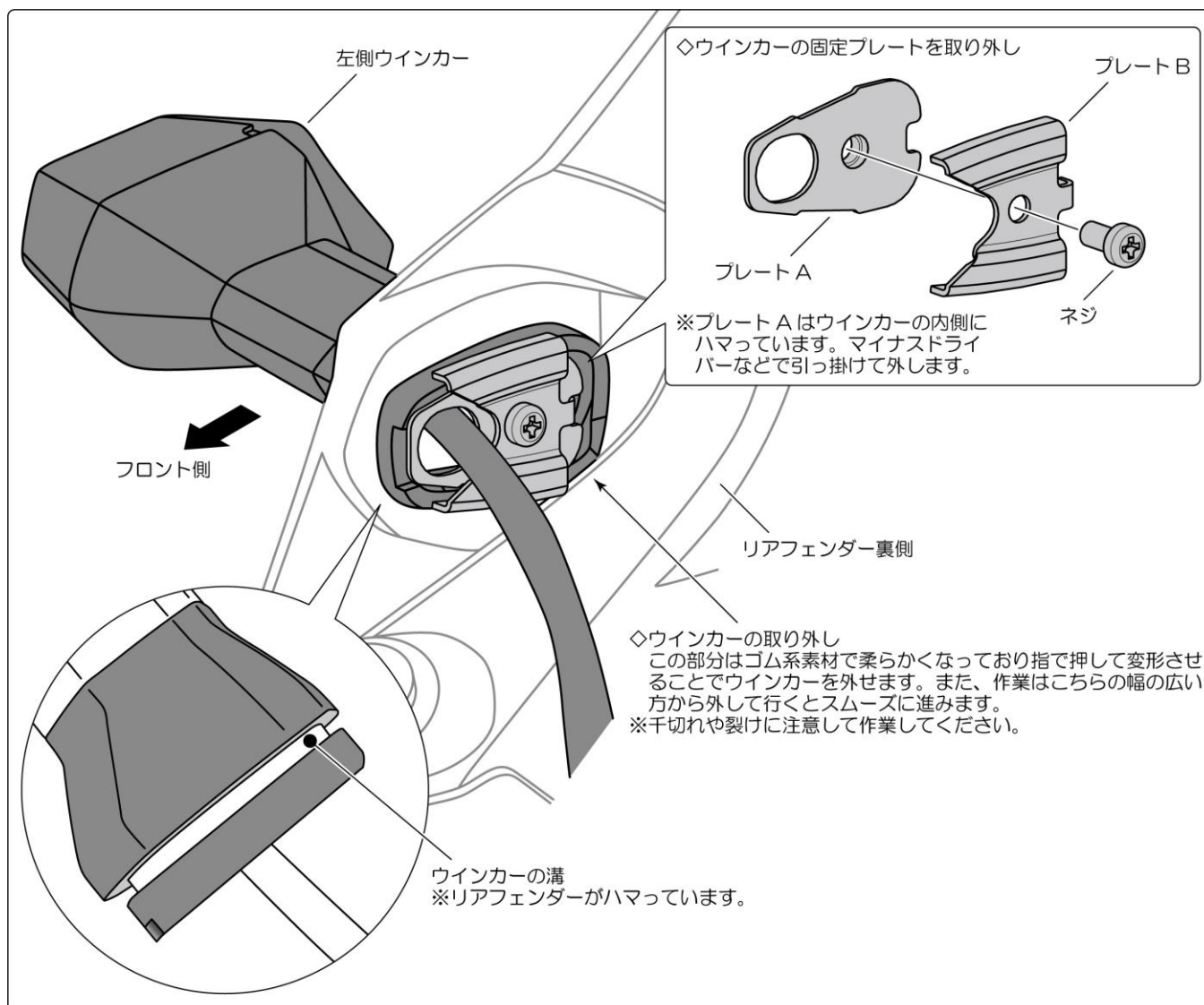


04. リアフェンダーよりウinkerの取り外し

・下イラストを参考に左右のウinkerを固定している、それぞれのネジとプレートA、プレートBを取り外します。

・リアフェンダーよりウinkerを取り外します。

※ウinker取付部は溝の構造をしており、リアフェンダーにはまっております。また、この部分はゴム系の素材になっており、柔らかいため指で押さえ変形させながら抜いてください。また、取り外しの際は破損に注意ください。

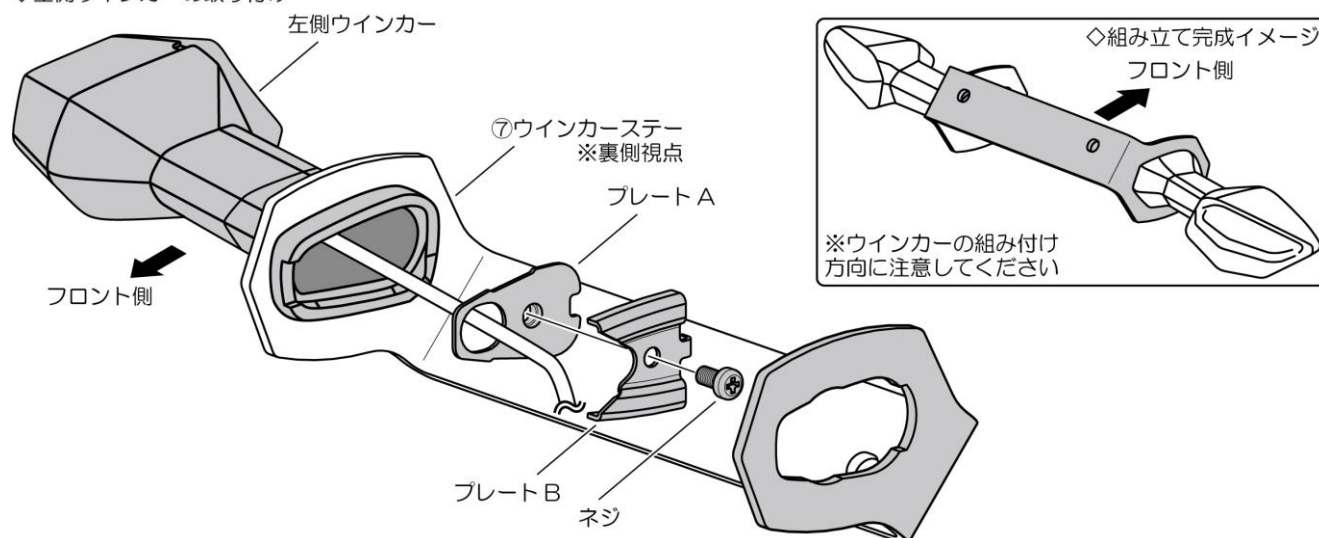


05. ウinker-ASSYの組み立て

・⑦ウinkerステーに左右のウinkerと、それぞれのネジとプレートA、プレートBを使って手順04と逆の手順で組み付けします。(以降、組み立てた部品を「ウinker-ASSY」と表記します。)

※ウinkerの組み付け方向に注意してください。

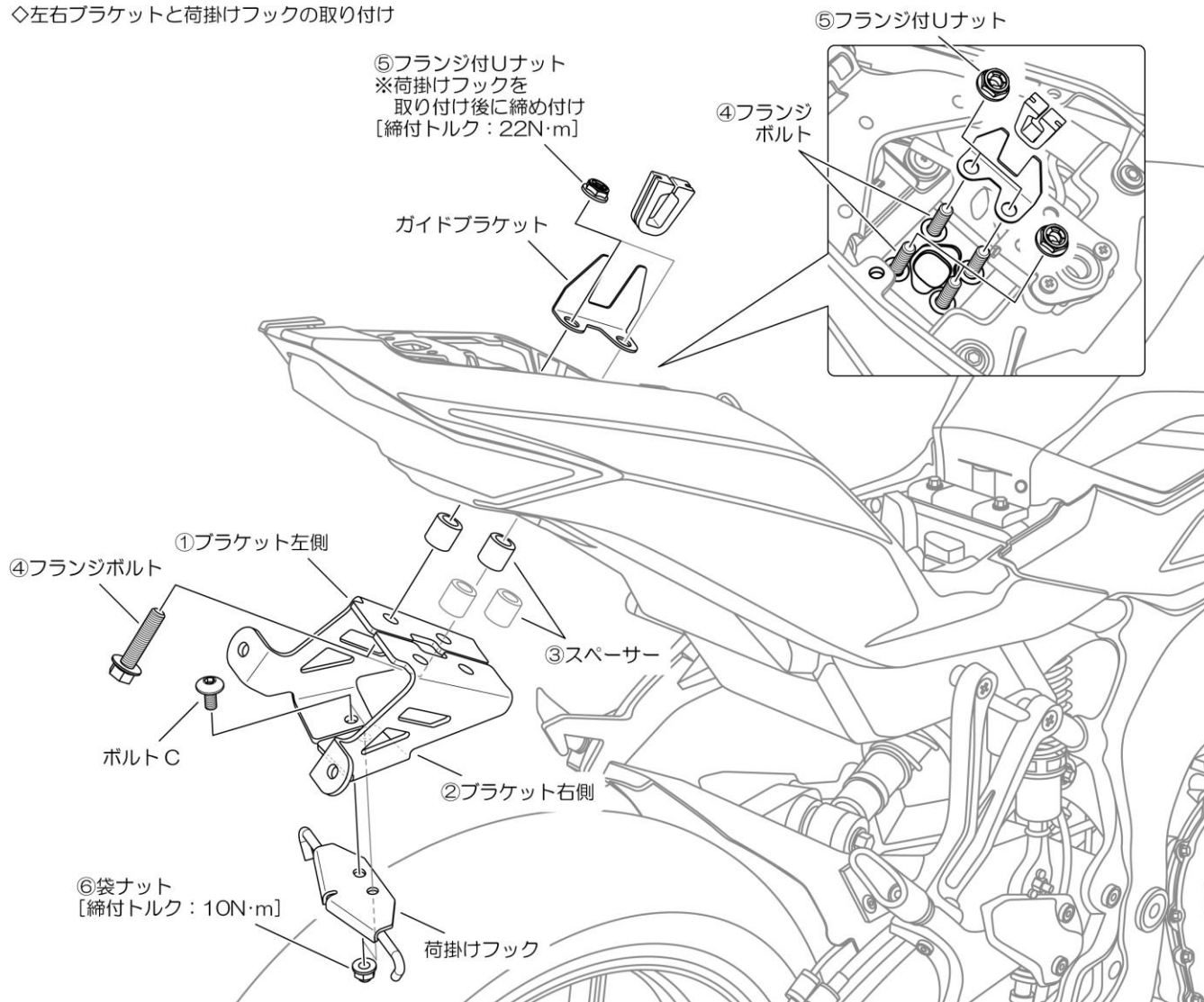
◇左側ウinkerの取り付け



06. ブラケット ASSY の取り付け

- イラストを参考に①ブラケット左側と②ブラケット右側、ガイドブラケットを③スペーサー（4個）と④フランジボルト（4本）、⑤フランジ付Uナット（4個）を使い車両に仮組みします。
（以降、左右のブラケットをまとめて「ブラケット ASSY」と表記します。）
- 荷掛けフックをボルト C と⑥袋ナット（2個）を使い、ブラケット ASSY に取り付けます。
- ④フランジボルトと⑤フランジ付Uナットを所定トルクで締め付けブラケット ASSY を固定します。

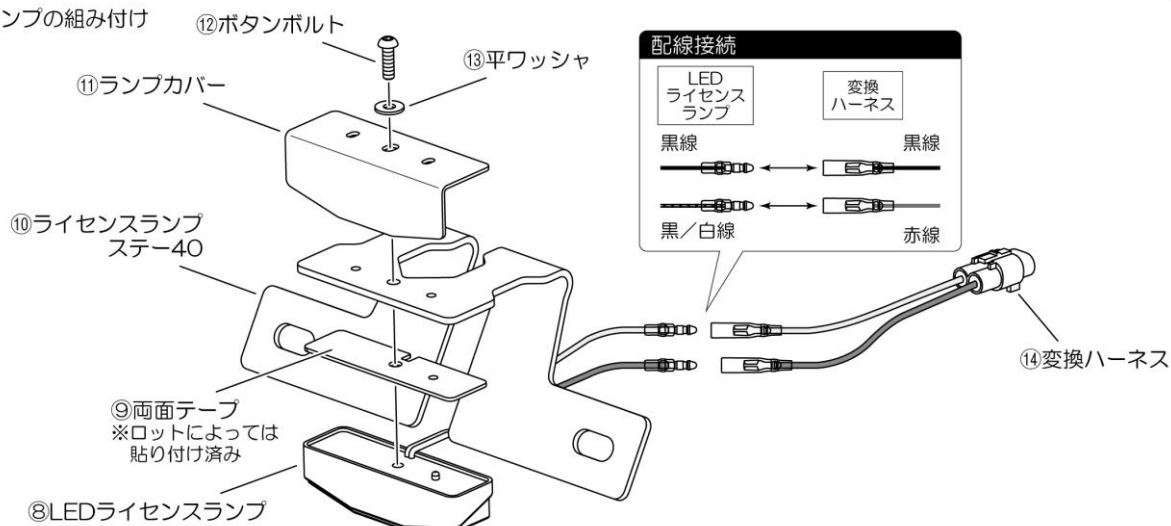
◇左右ブラケットと荷掛けフックの取り付け



07. ライセンスランプ ASSY の組み立て

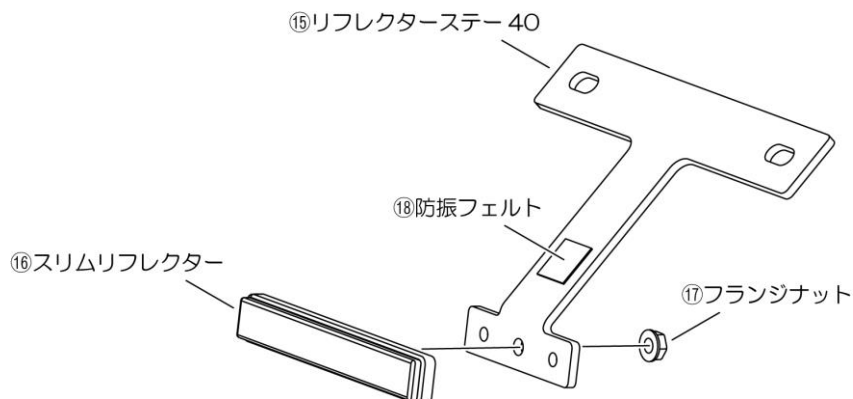
- イラストを参考に⑧LEDライセンスランプと⑨両面テープ、⑩ライセンスランプステー40、⑪ランプカバー、⑫ボタンボルト、⑬平ワッシャを組み立てます。（以降、組み立てた部品を「ライセンスランプ ASSY」と表記します。）
- ⑧LEDライセンスランプの配線に⑭変換ハーネスを接続します。

◇ライセンスランプの組み付け



08. リフレクターASSYの組み立て

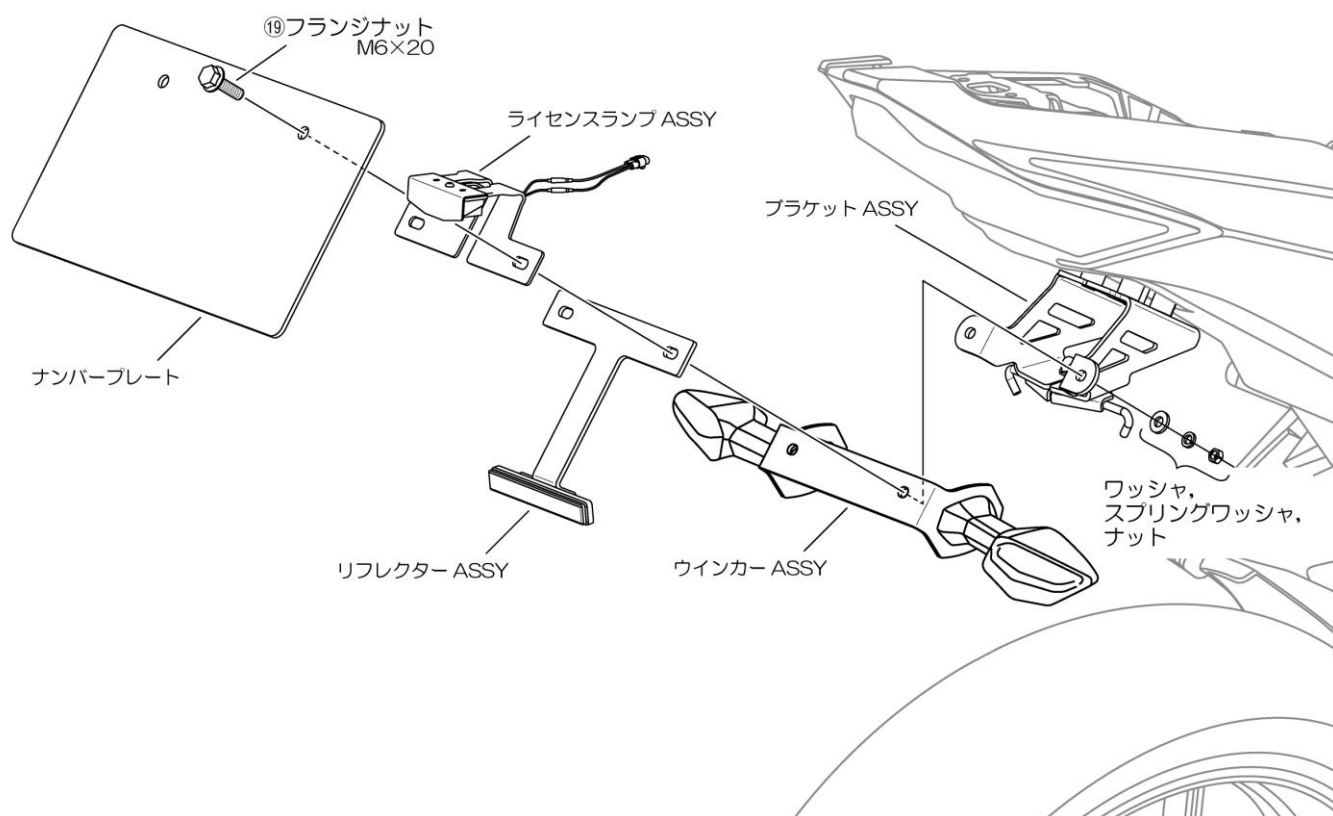
- イラストを参考に⑮リフレクターステー40と⑯スリムリフレクター、⑰フランジナット、⑱防振フェルトを組み立てます。(以降、組み立てた部品を「リフレクターASSY」と表記します。)



09. フェンダーレスキットの取り付け

- イラストを参考にウinker ASSYとリフレクターASSY、ライセンスランプ ASSY、ナンバープレートを手順 06 で取り付けしたブラケット ASSYに取り付けします。
- ※取り付けする前にウinkerとライセンスランプの配線を車両側の配線穴に通して置くと作業がスムーズに進みます。
- ・左右のウinkerとライセンスランプのコネクタを接続します。

◇ブラケット ASSY に各パーツを取り付け



10. 純正部品の取り付け

- 手順 02 で外したテールカバーを元通りに取り付けます。
- 手順 01 で外したシートとタンデムシートを元通りに取り付けます。

11. 点検作業

- 灯火類が正常に動作することを確認し、各部が確実に取り付けされているか点検してください。
- 異常がなければ車両の固定を解除して作業は終了です。

番号灯の保安基準に対する適合

当社製品 LED ライセンスランプ 40（スクエアタイプ）（品番 94554）とその LED ライセンスランプを使用しているフェンダーレスキットの番号灯は以下の保安基準に適合致します。（2016 年 8 月現在）

以下の保安基準から番号灯は LED を使用していても別添 63 番号灯の技術基準に適合していれば保安基準に適合するものと判断されます。（当社製品 LED ライセンスランプ 40（スクエアタイプ）品番 94554 は当社実測データより、この基準に適合致します。）また、後方から LED の直接光が見えていた場合も告示 62 条/告示第 140 条/告示第 218 条にあるように番号灯は除外されている灯火で、LED の光では当該番号灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるほどのものでないで、保安基準に適合すると判断いたします。

※この用紙は車検の際に必要な場合がありますので大切に保管して下さい。

※以下の文章は二輪自動車の番号灯に関する保安基準、告示、別添を抜粋したものです。

保安基準 第 36 条

自動車の後面には、番号等を備えなければならない。ただし、最高速度 20 キロメートル毎時未満の軽自動車及び小型特殊自動車にあっては、この限りではない。

- 2 番号灯は、夜間に自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の番号等を確認できるものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
- 3 番号灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

告示第 49 条

番号灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第 36 条第 2 項の告示で定める基準は、別添 63「番号灯の技術基」に定める基準とする。

- 2 番号灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第 36 条第 3 項の告示で定める基準は二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。
ただし、法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、別添 54「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の装置型式指定基準」に定める基準とする。

告示第 127 条/告示 205 条

番号灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第 36 条第 2 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- (1) 番号灯は、夜間後方 20m の距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できるものであること。この場合において、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が 30 lx (ルクス) 以上のものであり、その機能が正常である番号灯は、この基準に適合する物とする。
- (2) 番号灯の灯光の色は、白色であること。
- (3) 番号灯は、灯器が破損し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。
- 2 次に掲げる番号灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。
 - (1) 指定自動車等に備えられている番号灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた番号灯
- 3 番号灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第 36 条第 3 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
 - (1) 番号灯は、運転者席において消灯できない構造又は前照灯、前部霧灯、若しくは車幅灯のいずれかが点灯している場合に消灯できない構造であること。
 - (2) 番号灯は、点滅しないものであること。
 - (3) 番号灯の直射光又は反射光は、当該番号灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
 - (4) 番号灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第 1 項に掲げる性能を損なわないように取り付けられていること。
- 4 次に掲げる番号灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。
 - (1) 指定自動車等に備えられている番号灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた番号灯
 - (2) 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える番号灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた番号灯又はこれに準ずる性能を有する番号灯

保安基準 第 42 条

自動車には、第 3 2 条から前条までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなる恐れのあるものとして告示で定める灯火又は反射器を備えてはならない。

告示 62 条/告示第 140 条/告示第 218 条

保安基準第 42 条の告示で定める基準は、次の各項に掲げる基準とする。

- 3 自動車には、次にあげる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。
 - (1) 番号等
 - (2) 後退灯
 - (3) 室内照明灯
 - (4) 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の方向幕灯
 - (5) 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の社名表示灯
 - (6) その構造が次のいずれかに該当する作業灯その他の走行中に使用しない灯火
- イ 運転席で点灯できない灯火

口 運転者席において点灯状態を確認できる装置を備えたもの

別添 53 二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

5. 8. 番号灯

5. 8. 1. 自動車の後面には、夜間後方 20m の距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できる灯光の色が白色の番号灯を備えなければならない。ただし、最高速度 20Km/h 未満の軽自動車にあっては、この限りではない。

5. 8. 2. 番号灯は、運転者席において消灯できない構造又は前照灯、前部霧灯、若しくは車幅灯のいずれかが点灯している場合に消灯できない構造でなければならない。ただし、道路交通法第 52 条第 1 項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、前照灯又は、前部霧灯を点灯させる場合に番号灯が点灯しない装置を備えることができる。

別添 63 番号灯の技術基準

1. 適用範囲

この技術基準は、自動車（最高速度 20Km/h 未満の軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）に備える番号灯に適用する。

2. 用語

2. 1. 「大形番号標用番号灯」とは、普通自動車であって、車両総重量が 8 t 以上のもの、最大積載量が 5 t 以上のもの又は乗車定数が 30 人以上のものに備える番号灯をいう。

2. 2. 「中形番号標用番号灯」とは、普通自動車、小型自動車、軽自動車及び大型特殊自動車に備える番号灯であって、大形番号標用番号灯及び小形番号標用番号灯以外のものをいう。

2. 3. 「小形番号標用番号灯」とは、二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車である軽自動車（二輪の軽自動車又は小型特殊自動車により牽引されるものに限る。）に備える番号灯をいう。

3. 試験方法

図に示す試験板を番号標の取付位置に正規の使用状態に取付け、番号灯を点灯した時の試験板上の各測定点における照度を測定する。また、次式により均斉度を求める。

均斉度 =
$$\frac{\text{高照度点 2 箇所の照度の平均}}{\text{低照度点 2 箇所の照度の平均}}$$

4. 判定基準

4. 1. 3 の試験を行ったとき、各測定点の照度は 8 ルクス（小形番号標用番号灯にあっては 15 ルクス）以上であること。

4. 2. 3 の試験を行ったとき、均斉度は 20 以下であること。

4. 3. 番号灯の照明部の端部であって試験板の表面から最も遠い点と試験板の端部であって番号灯の照明部から最も遠い点（番号灯が 2 個以上備えられている場合にあっては、それぞれの番号灯が照明しようとする試験板の部分に限る。）を結ぶ入射板光と試験板のなす角は、8° 以上であること。

4. 4. 番号灯は、試験板上の全ての範囲を照明できるものであること。

4. 5. 番号灯の灯光の色は白色であること。

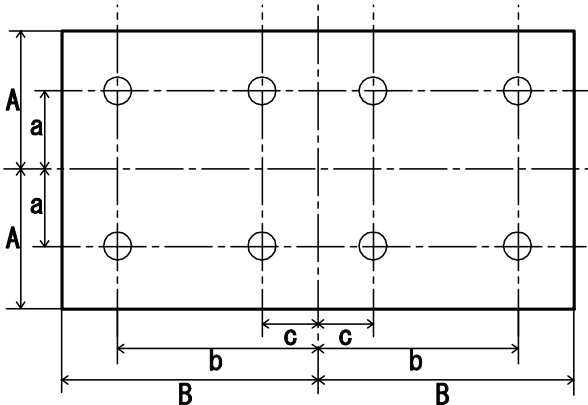
図 試験板

（注）

1. 測定点は直径 25mm の円とし、図中の○印の位置とする。

2. 試験板の測定面は、清潔な白色の吸取紙とする。

3. 試験板の寸法は、番号灯の種類ごとにそれぞれ表の通りにする。



番号灯の種類	A	B	a	b	c	厚さ
大形番号標用番号灯	110	220	60	170	25	1.5
中形番号標用番号灯	82.5	165	50	125	25	1.5
小形番号標用番号灯	62.5	115	35	90	25	1.5

単位 mm

※小形番号標用番号灯とは、二輪自動車に備える番号灯をいう。

東証 JASDAQ 上場

株式会社

デイトナ

〒437-0226 静岡県周智郡森町一宮 4805

URL: <https://www.daytona.co.jp>

©デイトナ商品についてのご質問、ご意見は「フリーダイヤルお客様相談窓口」0120-60-4955 まで

転載
禁止

本取扱説明書の内容の一部、
または全ての無断転載を禁止